

2021年8月16日

大分労働局

局長 中山 晶彦 殿

大分県労働組合同会

議長 安部 隆夫

2021 年度地域別最低賃金の異議申出

8月10日、「大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議申出をおこないます。

記

- 1、「時間額 822 円」とすることは不服である。
- 2、最低賃金を「時間額 1500 円」をめざし、「時間額 822 円」を上回る引上げを行うこと。

理由

意見書、および参考人意見聴取において申し上げていますが、大分県最低生活費試算調査の結果は若者がふつうに一人暮らしするためには、月額 261,450 円が必要です。これを時給換算すると時間額 1504 円（月 173.8 時間で除した場合）となります。これはお盆もお正月も GW もない非現実的な働き方であり、ワークライフバランスに配慮した労働時間で換算（月 150 時間）してみると、時給換算で 1743 円となります。これはすでに調査をおこなった 22 都道府県の結果と大きな差はありません。

しかし現状をみると最低賃金の地域別格差は大きく、大分県の隣県との比較でも福岡とは時間額 50 円、香川とは時間額 28 円、山口とは時間額 37 円、広島とは時間額 79 円、岡山とは時間額 42 円もの格差が生じています。全国加重平均とくらべても時間額 110 円、東京とは時間額 221 円もの格差が生じています。他県と大幅な格差が生じていることを直視するなら、今回「時間額 30 円」の引き上げでは本格的な格差是正にはなりません。更なる引上げを求めます。

以上。

